資料４－４

障発 0407 第 19 号
令和８年４月７日

各 (都道府県知事 / 指定都市市長) 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

高次脳機能障害者支援事業の実施について

高次脳機能障害者への支援については、かねてより格段の御配慮を賜っているところである。

今般、令和８年４月１日の高次脳機能障害者支援法（令和７年法律第 96 号）の施行に伴い、各地域における一層の高次脳機能障害対策の推進を図るため、別紙のとおり「高次脳機能障害者支援事業実施要綱」を定め、令和８年４月１日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年５月 25 日障発 0525001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」は、廃止する。